

## 復興支援フォーラムニュース No.7

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html> )

<事務連絡先 今野順夫([tkonno67@gmail.com](mailto:tkonno67@gmail.com)) 中井勝己(024-548-8313)>

### 原子力損害賠償の現状と今後

弁護士法人けやき法律事務所

弁護士 渡 邊 純

#### 第1 原発事故被害の賠償の仕組み

##### 1 原子力損害の賠償に関する法律（略称・「原賠法」，1961年制定，62年施行）

- ・性質 一般の民事賠償（民法 709 条以下の不法行為）制度に関する特別法である（特別に規定されている部分については，一般の民事賠償とは異なる取扱いがなされる）。

##### ・第1条 目的

「被害者の保護」を掲げているのは当然だが，同時に「原子力事業の健全な発達」が謳われている。「不測の事態における巨額の賠償負担に対し国が積極的に助成することを明確にすることによって，事業者に予測可能性を与え，もって原子力事業の健全な発達を促進」する（1991年に科学技術庁が監修した『原子力損害賠償制度』）。

→もともと，原子力事業（発電だけではないが）の促進をも目的とした法律。

- ・原賠法の原則 ①賠償責任の厳格化と責任集中②損害賠償措置の強制③賠償履行に関する国の援助その他の措置

##### 2 賠償責任の厳格化と責任集中（①）

##### ・無過失責任（3条）

→原子力損害（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害）については，事業者は過失がなくても責任を負う。免責事由はあるが，「異常な天災地変」など，極めて限定的。

※ 今回の地震・津波は「異常な天災地変」にあたるか

→国は否定。しかし，東京電力は，現在係属中の訴訟（仮処分）で，異常な天災地変による免責を主張している。人災かどうかは，賠償の場面でも，今後問題になりうる。

##### ・無限責任

事業者は，責任の範囲が限定されず，災害と因果関係のある損害について，全額賠償しなければならない。

##### ・責任集中

災害の発生原因にかかわらず，責任を負うのは原子力事業者のみ。

→例えば，原子炉を設計したGE，WHや製造した日立，東芝等の責任は問い得ない（仮に，原子炉の設計やプラントの設計，製造について過失があっても）。責任

集中の原則は、日本がアメリカの技術供与を受けて原子力事業を始める際に、アメリカから要求されて取り入れたものといわれている（福島第一原発 1 号機は、フルターンキー方式で GE が一括請負）。国が原賠法の責任集中原則により、国家賠償責任を免れるかについては解釈が分かれている。

### 3 賠償措置の強制 (②)

・現実に十分な賠償がなされるための担保として、賠償措置を講じることを事業者に義務づけ。

→具体的には、原子力損害賠償責任保険契約（保険会社）、原子力損害賠償補償契約（国）を結ぶことが強制されている。

前者の責任保険契約は、一般的な事故をカバー。商用原発については 1 サイト（原子炉単位ではない）あたり、保険金額 1200 億円。後者の補償契約は、天災、正常運転時の損害など、責任保険契約によりカバーされない場合を補完するものであるが、補償契約上の措置額は同額。

### 4 国の援助 (③)

・賠償措置でまかなえない（あるいは事業者の負担能力を超える）被害が生じた場合、国が事業者に対して援助をする（16 条）、あるいは異常な天災地変などの理由で事業者が免責される場合、国が被災者の救助及び被害拡大の防止のため必要な措置を講じるとされている（17 条）。

## 第 2 被害者は、損害賠償を求めるとき、何を主張・立証しなければならないか

### 1 一般の不法行為（例えば交通事故）の場合

・民法 709 条により、①加害者の加害行為②加害行為について、加害者側に故意・過失があること③損害の発生及び損害額④加害行為（加害者の故意・過失）と損害発生との間に相当因果関係があることを立証する必要あり。この立証責任は、現在の民事裁判制度の中では、原則として損害賠償を求めるとき被害者側が負担する（立証できなければ、賠償義務が否定されたり、賠償額が減らされたりすることになる）。

### 2 今回の事故の場合

・基本的には、一般の不法行為と同じ。

・ただし、原賠法は、上記のように無過失責任の原則をとるため、上記②のような故意・過失を被害者が立証する必要はない（ただし、少なくとも理論的には、東京電力が裁判において免責事由－異常な天災地変－の立証に成功すれば、賠償義務を免れることになる）。

・そうすると、被害者は、①原発事故の発生、③事故に生じた損害及び損害額、④原発事故と損害発生との間の因果関係を立証する必要があるということになる。

・しかし、原発事故は、広範囲に損害が及ぶ特殊な事故である。被害を受けた一般市民が自ら自分の損害を算定したり、損害のうち、事故と因果関係があるものを判断し、立証資料を集めていくことは容易ではない。また、多数に及ぶ被害者に対する損害賠償を迅速・公平に進めていくためには、個別の交渉や訴訟だけでは十分でない。そこで、原賠法は、原発事故等の原子力災害が生じた場合には、学者・有識

者による審査会が紛争解決のための目安＝指針を作ることにしている。

### 第3 紛争審査会の「中間指針」

#### 1 原子力損害賠償紛争審査会

(1) 原子力損害賠償紛争審査会（略称・原賠審）は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合、原賠法 18 条に基づいて文部科学省に臨時的に設置される機関（今回の原発事故については、政令 99 号により、4 月 11 日に設置）。原子力損害賠償紛争審査会は、紛争に関する和解の仲介及び原子力損害の範囲の判定等に関する一般的な指針の策定に関する事務を行う。原賠審は、和解の仲介機関であって、その裁定には法的拘束力はない。

(2) 過去には、JCO の核燃料転換工場での臨界事故（東海村）の際に設置され、指針の策定（ただし、実際の指針は、原賠審の内部に置かれた調査委員会が策定）、和解の仲介（仲介申出件数 2 件）も行っているが、実際に仲介で解決した例はない（仲介では和解に至らず、訴訟となり、高裁で和解）。和解仲介の申立がされたケースも、最終的には訴訟で「解決」に至っている。

※ 紛争審査会の策定する指針は、大量の賠償案件を迅速に処理するために、賠償の範囲や、損害額・相当因果関係の判断基準・判断方法等について定める「目安」にすぎない。

#### 2 「中間指針」

(1) ・発表…8 月 5 日

・正式名称「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（その後、12 月末に、いわゆる「自主避難者」や自主避難等対象地域滞在者等について示す「追補」発表）

(2) 中間指針の位置付け

・原賠法 18 条 2 項 2 号の「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として定められた。

・これまで原賠審が発表してきた第一次指針（4 月 28 日）、第二次指針（5 月 31 日）、第二次指針追補（6 月 20 日）の内容を取り込み、それらに、その後の検討内容を盛り込んで、「本件事故による原子力損害の当面の全体像」を示すものとして発表された。

→「自主的な解決に資する一般的な指針」、すなわち目安にすぎず、法律や判決等とは違い、当事者に対する法的拘束力はない。中間指針が発表されたことにより、これに記載されていない損害の賠償が認められないということにはならない。中間指針自体、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないと言わないよう留意されることが必要」と釘を刺している。しかし、実際には、東京電力は中間指針に明記されていない損害については、基本的に支払わない姿勢を崩していない。また、後記 ADR 等では、基本的には中間指針の示す目安に近い形での解決がなされることになると思われる（指針の一人歩き）。

(3) 中間指針の基本的な考え方（中間指針 3～6 頁）

- ・賠償されるべき損害の範囲については、基本的には「(民法 709 条以下に定める)一般の不法行為と特別に異なって解する理由はない」とし、「事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれる」と述べている。
- ・「相当因果関係」  
→簡単に言うと、事故と関連があるからといって、すべての損害を賠償しなければならないというのではなく、合理的に考えて、事故から発生すると言えるかどうかによって、賠償の範囲に含まれるかどうか判断するということ（「風が吹けば桶屋がもうかる」式の関連ではダメ）
- ・「損害回避義務」  
→一般の不法行為の場合、被害者にも損害を可能な限り回避したり減少させることが期待されている（例えば、交通事故でケガをしたのに、治療もせず放置して病状を悪化させた場合、病状悪化分については賠償されない）。今回の原発事故についても、中間指針は、この理があてはまるとしている。例えば、警戒区域で避難を余儀なくされた 2 軒の床屋があったとして、1 軒 (A) は早々に見切りをつけ、避難先で床屋を開業し、それなりの利益を得られるようになったとする。もう 1 軒 (B) は、元の地域に戻ることを希望し、開業しなかったとする。この場合、A は (事故前の同時期の利益) - (事故後の利益) = (利益の減少額) が損害になるのに対し、B は事故前の同時期の利益がまるまる損害になる。これは不公平であるため、B の損害賠償額を A に近づけるために減額することがあり得るという理屈である。しかし、この点については批判が強い（事故が収束もしていないのに、損害回避・減少措置を講じることができるか？ A が開業できたのは客観的な条件がたまたま整っていただけではないか？）。
- ・「損害の終期」  
→例えば、風評被害であれば、一定の時期が来れば (人の噂も七十五日) 収まる。過去の JCO 臨界事故の際には、農作物や加工品 (干し芋、納豆など) の風評被害が生じたが、事故後 3 ヶ月～6 ヶ月で収まったと言われている。このことから、中間指針のとりまとめの過程では、終期の議論もなされたが、これに対しては、事故自体も収束しておらず、放射性物質による環境汚染も継続している中、現時点で終期を示すことは困難であるという批判が強く、中間指針では終期の議論は先送りとなった。しかし、今後いずれかの段階では必ず問題になるので、今後の議論を注視する必要がある。
- ・いわゆる「原因競合」  
→原賠法に基づく賠償責任は、「原発事故に起因する (事故と相当因果関係のある) 損害」だけである。震災・津波に起因するものは賠償の対象とはならない（「震災は天災、原発事故は人災」=天災については賠償責任を問う事のできる相手は存在しない）。しかし、現実には、ある損害 (例えば、売り上げの減少) が、どこまでが原発事故によるもので、どこからが震災・津波によるものかを区別する

ことは非常に困難であるし、被害者側には十分な判断資料もない。そこで、中間指針では、「同じく東日本大震災の被害を受けながら、本件事故による影響が比較的少ない地域における損害の状況と比較する」などの方法で合理的に推定することが考えられるとしている（が、個別事例では非常に困難なケースが生じることになると思われる）。

・「損害額の算定」

→例えば、一般の交通事故では、損害額を立証するための資料は、原則としてすべて被害者がそろえる必要がある（例えば、死亡や後遺症による逸失利益であれば、基礎収入を証明するための所得証明、源泉徴収票、申告書等）。しかし、今回の場合、被害者が非常に多数であり、避難しているなどの理由で、立証資料をそろえるのが困難な方が多い。そのため、中間指針では、損害項目によっては、一定額の賠償を認める（ただし、現実には生じた損害の証明があれば、上積み）、証明の程度を緩和する、統計データの活用などによる推計などを用いることが考えられるなどとして、損害額の立証負担を緩和するような表現が見られる（が、過信は禁物。できるだけ完全賠償に近い賠償を求めるためには、可能な限り立証に役立つ資料を準備する必要がある）。

(4) 中間指針の構成

・大きく分けて、政府や自治体の指示にかかる損害（避難指示、出荷制限、校庭の利用制限などに関連するもの）と、そうでないものに分類。

(5) 中間指針の具体的内容（抜粋）

ア 風評被害

（定義）

「報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害」

（一般的基準）

「消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる審理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合」に、損害と事故との相当因果関係を認める。

（具体的基準）

- ① 各業種ごとの一定範囲の類型については、現実には生じた買い控え等による被害は、原則として因果関係ありとして賠償の対象とする。
- ② これ以外については、個別的な被害を検証し、一般的基準に照らして相当因果関係を判断する。

イ 間接損害

（定義）

これも風評被害と同じく、定まった定義があるわけではないが、中間指針では、中間指針の第3～第7（政府等の指示等に係る損害・風評被害）で賠償の対象と認

められる被害を受けたもの（第一次被害者）と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害をいうとしている。

（一般的基準）

間接被害者の事業やサービス等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係がある損害と認める。

（具体的な類型）

- ① 事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

（例えば、特定地域内だけで製品販売をしている事業者で、その地域が避難区域等に指定されたため、買い手が避難を余儀なくされ、販売ができなくなったような場合）

- ② 事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

（例えば、特定地域内だけでしか栽培していない農作物を加工して商品を生産している事業者で、原材料の農作物を栽培している農家が避難区域等に指定されたため、生産ができなくなったような場合）

- ③ 原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。

（例えば、特殊な製法等で作られている原材料や、特殊な技能を有している人のサービスを利用して事業をしているような事業者で、原材料の製造業者や技能を有した人が避難を余儀なくされたために、事業ができなくなったり減収したような場合）

（問題点）

上記③については、事業者にリスク分散の取り組みを求めている点に注意が必要。つまり、事前に、原材料やサービスの調達先を他にも確保しておきなさいということ。そのため、一般的に、原材料やサービスの調達先が避難区域内にあったというだけでは間接損害とは認められず、原材料やサービス等の性質上、あらかじめ調達先を他に求めるようなことが不可能であったような場合に限られることになる（少なくともこの中間指針によれば）。また、この場合でも、一定の期間が経過すれば、原材料や利用するサービスを変更するなどして被害回復を図ることが可能であるとして、賠償対象となる期間には一定の限度を設けるとしている。

#### (6) 中間指針の問題点

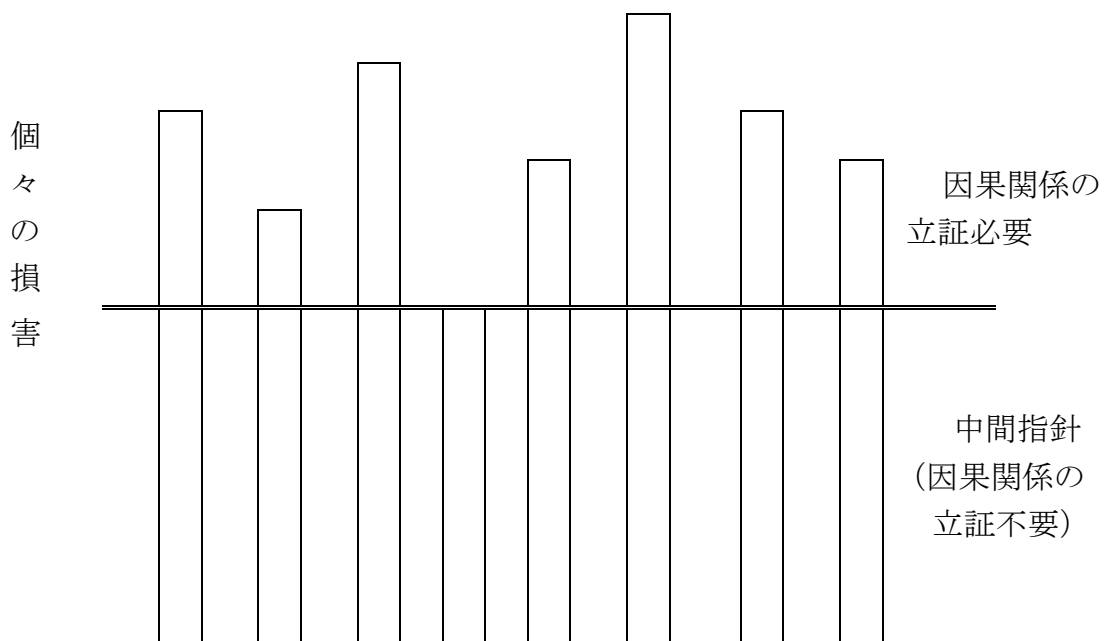
・中間指針の問題点については、福島県弁護士会会長声明、日弁連会長声明など参照。

・中間指針をどのようにみるべきか？

基本的には、中間指針は、「少なくともこの範囲では、個別の立証がなくとも相当因果関係が認められる」という最低ラインを示したものと考えられるべき。そのことは、中間指針自体も「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指

針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」と述べている。

・しかし、中間指針は十分なものではないにもかかわらず、それが一人歩きしているというのが最大の問題。東京電力は、基本的には、東京電力に対する直接請求においては、中間指針に明記されていない損害については、一銭も払わないという姿勢。しかも、後記 ADR で仲介委員が提示した和解案についても、内払いを拒否し、精算条項を入れるよう要求（内払いとは、全体的な損害額の確定・合意後に精算することを予定し、先に損害額の一部を支払うこと。）



→さらに根本的には、金銭賠償のみで被害の回復として十分なものかという問題あり（後述）。

#### 第4 政府ADR等について

(ADR=Alternative Dispute Resolution, 裁判外紛争解決手続)

##### 1 大まかなスキーム

原賠審に「特別委員」を置き、その特別委員が和解の仲介をする（「原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令」施行済）。

具体的には、原賠審の中に、「原子力損害賠償紛争解決センター」を設置、その中にパネル（和解テーブル。和解仲介委員と、調査委員で構成）を設け、パネルで和解仲介を行う。東京と郡山にパネルが設置されている。各地巡回でのパネル開催も検討されている。和解仲介の申立受付は、東京で一元管理。申立手数料は無料で、申立から3回の期日（約3ヶ月）程度を目途に一定の解決をめざす。

→これでうまく機能するか（膨大な案件をさばき切れるか、指針に挙げられていない項目について処理できるか、受付やパネルの期日出頭について、被害者に過度の負

担を強いるものでないか…），疑問がある。今後，運用上，問題が生じてくれば，徐々に改善が図られる事になると思われる。

## 2 損害賠償を受けるための手続（手段）

### (1) 東京電力に対し，損害賠償を請求する。

本払請求の請求書の書式等は東京電力 HP に掲載されている（9月5日現在）が，必ずしもその書式を利用しなければならないというものではない。

東京電力と交渉し，和解できれば，和解条項のとおり支払いがなされることになる。ただし，現在のところ，事故は収束しておらず，放射性物質等による被害は継続しているため，時期を区切って時期ごとに当事者間で損害額を協議・確定し，その都度和解をしていくことが予定されている。

※精算条項に注意！

和解の際に，いわゆる精算条項（典型的には，「両当事者は，この和解条項に定めるほか，何らの債権債務のないことを相互に確認する」とか，「Aは，Bに対するその余の損害賠償請求権を放棄する」というような条項）が入ることがある。この精算条項が入ると，そのほかに争いのある損害があっても，後で賠償請求することが遮断される可能性がある。時期ごと，損害項目ごとの精算条項であれば，和解対象となる時期や損害項目外の損害は後で賠償請求できる。そのため，争いのない損害項目について和解して支払いを受けるような場合，あくまでその項目について和解し，その他の損害項目については別途協議するなどの文言を入れておくような工夫が必要。

### (2) ADRの申立

東京電力との直接交渉で和解が困難なような場合，上記 ADR の申立が考えられる。ADR では，中立的な立場の和解仲介委員（裁判官や弁護士経験者が中心）による和解案提示などがなされることになるので，直接交渉で東電が応じなかった項目等についても，賠償を受けられる可能性が出てくる。また，ADR では，原則として 3 回程度の期日で一定の和解案が出るよう努力するとされており，訴訟に比べれば，比較的早く和解案が出される。ただし，原賠審の下に作られる機関であり，中間指針に明らかに反するような和解案はおそらく出せない（何とか上乘せができないかということは検討されているようである）。また，ADR には，当事者に対する法的拘束力はないので，東電が ADR の和解案をどうしても受諾しない場合には，ADR のみによる解決はできない。

### (3) 民事訴訟

ADRでも解決が困難な場合，あるいはADRでの和解案に不満がある場合，民事訴訟の提起ができる。訴訟の提起には，請求額（訴額）に応じた一定の手数料を裁判所に納める必要がある。また，一定の方式で主張を記載した書面（訴状，準備書面）を提出する必要があるが，証拠の提出も一定の方式を踏む必要があるため，専門家である弁護士が代理人になる必要がある場合が多い。しかし，判決が確定すれば，当然ながら東京電力も判決内容に拘束されることになるため，もっとも実効性の高い手段と言える。また，訴訟も必ず判決が出されるまで続くわけではなく，ある程度審理が進んだ段階で，裁判官が和解案を提示したり，両当事者が



歩み寄って和解が成立することも多いので、一概に時間がかかるとは言えない。

#### (4) その他（国による仮払）

国による仮払（大まかに算定した損害額の半額程度を国が立て替え払いする制度）に関する法律が成立したため、この仮払を利用することも考えられる。ただし、当面、観光業の被害のみに限定されているため、その他の被害者は仮払を受けられない。ただし、立て替え払い制度の対象となる被害者にとっては、まず簡単な手続で済む国の立て替え払いで半額程度を受け取ってつなぎ資金とし、その後 ADR や訴訟によって、上積みを図るという手段をとることができるようになるので、なるべく利用しやすい制度になることが期待される。

#### (5) 各種手続の選択

これらの手続は、順番が決められているわけではないので、いきなり訴訟をしても全く差しつかえない。

自分にどのような損害が発生しているか、損害額や因果関係を証明する資料をどれだけそろえられるかをきちんと把握した上で、①支払いまでにかかるコストと手間や時間、②どの程度の支払いを期待するか（中間指針そのものに全く載ってこない損害については、自分で因果関係や損害額をきちんと立証しなければ、いずれの手続をとっても支払いを受けるのは困難。もし、それらの立証が十分にそろっているのであれば、当初から裁判を考えても全く差しつかえない）などを十分考慮した上で、それにふさわしい手続を選択すべきである。

### 3 福島県弁護士会での対応体制

会内に「原子力発電事故被害者救済支援センター」を設置、被害者からの電話を受け付け、受任等承諾名簿（8月20日現在の登録者100名超）に基づき、配点。相談、書面作成、交渉やADRの代理受任には、可能な限り法テラスの立て替え払い制度を利用することを申し合わせ。法人の場合には、法テラスの立て替え払い制度は利用できないが、その場合でも、比較的安価な金額で弁護士の代理支援が受けられるよう、申し合わせている。なお、同センターを利用して弁護士の紹介を受けた場合、弁護士の相談料自体は3回まで無料である。

### 4 各種弁護団関係

全国各地に、主として県外避難者（いわゆる「自主避難者」を含む）を対象とする弁護団が結成されつつある。

また、福島県内でも、県内の弁護士が中心となった弁護団が2つ結成されている。全国的な問題に取り組む弁護団も結成されている。

各種弁護団は、それぞれ結成の経緯や目的が異なり、また、主たる救済対象としている被害者の層が異なる（避難地、被害の種類等）ため、過去の公害被害などと異なり、組織的に統一された単一弁護団が形成されているわけではないが、それぞれの地域・立場から、被害者救済に取り組もうとしており、その交流の場も設けられている。

## 第5 金銭賠償のみで救済は十分か

### 1 被害実態

警戒区域等からの避難者は約 10 万人。着の身着のまま、否応なしに生活の基盤を奪われ、地域そのものが破壊されている。戻れる見通しも立たない。

避難等の指示が出ていない区域でも、広範囲に放射性物質が飛散し、福島県の中央部分まで、かなり高い線量（福島市では、3 月 15 日ころ、 $20\mu\text{Sv}$ 以上を観測）が観測され続けている（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、同 137 によるもの）。これまでに、1 万人を超える小中学生が県内外への転校を余儀なくされている（県内の小中学生の約 1/10 にあたる）。いわゆる「自主避難者」問題。避難できなかった人は、放射線被曝による健康影響への不安を抱えたままの生活。

農作物・食肉等の汚染、漁業被害。自殺例（須賀川市のキャベツ農家、南相馬市の酪農家、避難者）も。

いわゆる風評被害も深刻。

→被害の広範性、包括性、継続性。また、被害のあらわれ方の多様性。

→有害物質汚染による生活基盤そのものの根本からの破壊であり、公害問題そのものの。

## 2 被害者の共通の要求は何か？

「元どおりの地域を返せ」「被害の完全賠償を」「長期間にわたる健康管理を」に尽きるのではないか？

## 3 金銭に換算できない被害の回復を求める運動の必要性

- ・農地や居住地の除染や表土の入れ替え
- ・除染が不可能な地域についての土地の買い上げとコミュニティ確保策
- ・長期間にわたる健康管理

…etc.

## 4 金銭に換算できない「損害」の賠償

わが国の民法は、損害賠償について金銭賠償を原則としており（金銭賠償の原則、民法 417 条、722 条）、わずかに名誉毀損について「名誉を回復するのに適切な処分」が認められているにすぎない（723 条）。わが国の民法の母法たるドイツでは、原状回復が原則とされているが、民法が制定された当時（明治 29 年）の日本は、殖産興業の時代であった。損害賠償について原状回復を原則とすると、産業発展に伴って生じる損害（ex. 公害）の賠償問題処理に困難を伴い、商工業発展を阻害する。そこで、民法起草者（穂積、梅、富井の三博士）は、損害賠償について金銭賠償の原則を採用したものである（世界的に見ても、損害賠償について原状回復主義をとる国は少ないと言われている）。そもそも、金銭賠償の原則というのは、自明のものではなく、政策的考慮の産物だったのである（これは、原子力損害の賠償について「原子力産業の健全な発達」を謳う原賠法にも共通する問題である）。このことが、民法制定から 120 年近く経った現在でも、被害回復に大きな課題を投げかけていると言える。

ただ、問題は、民法の金銭賠償の原則の善し悪しではない。被害回復に関して、金銭賠償以外の救済メニューが必要かつ適切である場合であっても、わが国の法制度がそれを用意していない（あるいは用意されていても、原発事故に関しては使えないことになっている）というところにある（後記参照）。

## 5 現在考えていること

原発事故は公害問題そのもの。だとすれば、公害問題解決の手法が使えるのではないか。

公害等調整委員会（公調委、公害紛争処理制度）への申立は？

環境基本法は、「放射性物質による大気汚染、土壌汚染、水質汚濁…の防止については、原子力基本法その他の関係法令の定めるところによる」とする除外規定を置いている。そうすると、公害紛争処理法にいう「公害」は、環境基本法にいう「公害」が準用されているため、今回の原発事故には、公害紛争処理手続は使えないのではないかと疑問。

しかし、既に大気汚染や土壌汚染、水質汚濁が生じている。また、原子力災害後の措置については、原子力災害特別措置法等が定めているが、国や事業者、自治体等がとるべき措置を定めているだけで、被害者住民が救済を求める場合の手続については何の規定もない。

とすれば、環境基本法、公害紛争処理法の本則に戻って、住民が地域の除染や健康管理のための措置などをとることを国・東電・自治体に求めるため、公害紛争処理制度を利用できるのではないかと？

ただし、最終的には、立法による解決が必要な分野ではないかと思われる。

以上

#### 参考資料

- 1 「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(「中間指針」, 原子力損害賠償紛争審査会, 本年8月5日策定)・文科省 HP より pdf ファイルでダウンロード可能。
  - ・文科省 HP では、中間指針の元になった専門委員報告書（各業界ごとに被害状況を調査した専門委員の報告書）を見ることもできる。ただし、全体で1000頁以上にもなるため、個々の業種であてはまるものだけ見ておくと参考になる。
- 2 東京電力の「本補償」についての説明文書
  - 東電 HP に掲載されている。
  - ・説明文書のうち、「主な損害項目における補償基準の概要」は、あくまで当事者の一方である東京電力が考える補償基準を示したものだが、概ね中間指針に沿った内容で作られており、一覧性もあるため、中間指針について概要を知る上では便利
- 3 原子力損害賠償紛争解決センター関係資料
  - ・文科省 HP よりダウンロード可。
  - ・手引き（Q&A と手続の流れの説明）
  - ・申立書記載例
- 4 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センターチラシ
- 5 中間指針の問題点等についての指摘
  - ・日本弁護士連合会会長声明「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に関する会長声明」
  - ・福島県弁護士会会長声明「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に対する会長声明」

## チェルノブイリ原子力発電所事故後のベラルーシ共和国の農業について

小松知未（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター  
復興計画支援部門 産業復興支援担当 特任助教）

チェルノブイリ原子力発電所事故後のベラルーシ共和国の農業について、視察団報告（福島大学小山良太先生ほか）の概要をお伝えします。

事故直後から、農地、森林の「除染」は行われていません。かわりに、詳細な放射線量分布マップに基づき、きっちりと農地をゾーニングしています。第一に、プルトニウムやストロンチウムが検出された場合は、管理の手立てがないため、国立公園に指定し一切の立ち入りを禁止します。第二に、セシウムの場合は、汚染レベルに応じた適切な管理手法を選択します。汚染度が高い順に、①非食用作物ゾーン（バイオエタノール等）、②加工用作物ゾーン（蒸留酒等、加工過程でセシウムを除去）、③重点的営農指導ゾーン（移行率の低い品目作付、肥培管理の営農指導によりセシウムの吸収を抑制）に区分けします。

①②では、たとえ植物体がセシウムを吸収していても、「燃料」「加工食品」に含まれるセシウムは限りなくゼロに近づきます。原子力災害の被害を受けた農村には、工場が新規に建設されており、新たな産業クラスターが形成されています。③では、作物選択・営農技術できっちりとセシウムをコントロールしています。このような対応を徹底すれば、たとえ耕作した農地の下にセシウムが残されたままとしても、口に入る農作物・食品に放射性物質が含まれることはありません。

福島大学うつくしまふくしま未来支援センターは、農業生産者・農業関連機関・地域住民・消費者と連携して、詳細な放射線量分布マップを作成し、ふくしま型の新たな農業を構築するための研究・支援活動を行っています。

~~~~~

### 【次回予定】☆ 第6回フォーラム

日時 2012年2月25日（土） 14時00分～16時00分（予定）  
報告者 小澤是寛氏（浪江町・桑折町駅前応急仮設住宅）ほか  
テーマ 「原発事故に伴う浪江町の復旧・復興に思うこと」  
会場 福島市 市民活動サポートセンター・研修室  
（チェンバおおまち 3F） （福島市大町4-15）

~~~~~

### 【次々回予定】☆ 第7回フォーラム

日時 2012年3月8日（木） 18時30分～20時30分（予定）  
報告者 佐藤理氏（福島大学教授）  
テーマ 「食品の放射線物質の暫定規制値の見直しについて」  
会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ（アオウゼ）」  
大活動室1 （MAXふくしま4F・福島市曾根田町1-18）

~~~~~

【お願い】会場費等の支払のための募金をしています。ご協力をお願いします。